

政令第 号

建築基準法施行令の一部を改正する政令

内閣は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第三十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項を削り、同条第三項中「前各項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

居室の天井の高さの規制に関する学校（大学、専修学校、各種学校及び幼稚園を除く。）の教室に係る特例を廃止する必要があるからである。